

173 836

平成22年12月1日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(仮)第2282号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・奈良地方裁判所平成21年(ワ)第837号)

口頭弁論終結の日 平成22年9月29日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控訴人 プロミス株式会社
同代表者代表取締役 久保 健
同訴訟代理人弁護士 宮本 幸裕

被控訴人

同訴訟代理人弁護士 谷口 豊廣

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、142万1328円及びこれに対する平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じこれを10分し、その2を被控訴人の、その余を控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、主文第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人に対して142万1328円及びこれに対する平成21年9月29日から年5%の割合による利息を超えて支払を命じた部分を取り消す。
- 2 前項の取消部分につき被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 被控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号）により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、平成元年5月9日から平成15年8月27日まで金銭貸借及び弁済（以下「本件取引」という。）を行ったが、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の利息の制限額を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生し、かつ、控訴人は悪意の受益者であるから、これに民法所定の年5%の割合による利息を付して返還すべきである（民法704条）として、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金160万2254円と平成15年8月27日までの利息総額1万3382円の返還、及び過払金について同月28日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による利息の支払を求めた。

控訴人は、悪意の受益者であることを争い、過払金元本142万1328円とこれに対する訴状送達日の翌日である平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による利息（遅延損害金）の限度で支払義務を認めた。

原審は、控訴人が悪意の受益者であると認定し、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

2 前提事実

被控訴人は、登録貸金業者の控訴人と、利息制限法所定の最高制限利率を超過する利息を定め、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」に各「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、各「弁済額」欄記載の金員を返済し、本件取引をした。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 本件の争点は、控訴人が民法704条の「悪意の受益者」か否かである。
- (2) 争点に関する当事者の主張

ア 被控訴人

- (ア) 控訴人は、登録貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超過する金利で貸付けをしたと知りながら被控訴人から弁済を受けていた者であるから、悪意の受益者である。貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につきいわゆる「みなし弁済」規定（貸金業法43条1項）の適用が認められない場合、当該貸金業者は、みなし弁済規定の適用があるとの認識を有しております。かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意の受益者と推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。
- (イ) 最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁、同月14日第三小法廷判決・裁判集民事231号357頁は、上記平成19年7月13日判決を前提に、最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）の言渡前は、期限の利益喪失特約下の利息制限法所定の制限利率超過利息の支払というだけでは任意性は否定されないとの学説や裁判例が多数であったことから、貸金業者がみなし弁済の成立が否定されないとの認識を有したとしてもやむを得ない旨判示したに過ぎない。判例は一貫して貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）及び18条所定の書面（以下「18条書面」という。）の交付について厳格な要件を求めており、貸金業者が悪意の推定を破るには、これらの書面が交付されていたことを立証しなければならない。
- (ウ) ところが、控訴人は、被控訴人に対し、適時に適式の17条書面、18条書面を交付していない。すなわち、平成5年1月25日に締結した基本契約に関する契約書は被控訴人に交付されていないし、他の基本契約締結の際に交付した契約書面には貸付額の記載がなく、17条書面と

して不十分である。個別貸付けに関する17条書面の交付、各返済に関する18条書面の交付もされていない（控訴人がATMによる取引の際に交付されたと主張する「ATM領収書兼ご利用明細（書）」（乙9の1ないし208）はひな形を用いた再現に過ぎず、本件において実際に被控訴人に交付されたことの証拠とならない。また、被控訴人は、控訴人に対し、平成元年7月3日に1万円、同年12月26日に1万円、平成2年12月27日に3512円、平成5年1月25日に6680円を、いずれも控訴人の店頭において弁済しているが、控訴人は、これらについて18条書面の写しを提出していない。）。

控訴人は、本件取引当時、17条書面、18条書面交付の体制を整えておらず、真にみなしあ済成立の認識を有してはいなかつたし、そのような認識に至つたことについてもやむを得ない事情はない。

(エ) 以上により、控訴人は、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、被控訴人に対し、過払金元本160万2254円、取引が終了した平成15年8月27日までの過払利息1万3382円、上記過払金元本に対する同月28日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による利息を支払う義務を負う。

イ 控訴人

(ア) 民法704条の「悪意の受益者」とは、不当利得の受領当時、その利得が法律上の原因を欠くと知っていた者をいい、当時の営業活動、交付書面の状況等を総合的に判断し、当時の状況下で過払金の発生を免れ得ないと考えていたか否か（主観的要件）により判断されるべきである。平成18年判決以前は、みなしあ済規定の適用に努力を続けていた貸金業者は、悪意の受益者と評価されない（前掲最高裁平成21年7月10日判決、同月14日判決）。

(イ) 控訴人は、みなしあ済規定の適用を受けるべく努力し、被控訴人対

し、17条書面、18条書面を交付しており（被控訴人は、そのすべての取引を控訴人の自社ATMで行っており、18条書面の交付に欠けるところはない。），前掲最高裁平成19年7月13日判決までは、みなし弁済の成立が認められるか、そうでなくとも善意と評価されていた。

(ウ) 控訴人が被控訴人に対し支払うべき過払金元本は、別紙2「計算書」のとおり142万1328円であり、これに対する訴状送達日の翌日である平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による利息（遅延損害金）の限度で支払義務を認める。

4 当審における当事者の主張

〔控訴人〕

(1) 原判決は、控訴人が、本件取引について、17条書面及び18条書面を欠かさず被控訴人に交付したか、一部適時の交付を欠いたがそれには合理的で相当な理由があることについて、個別具体的に主張立証しないとして、前掲最高裁平成19年7月13日判決のいう「特段の事情」を認めなかつた。

しかし、18条書面は債務者に交付するものであり、貸金業者が保管するものではないから、貸金業者が「特段の事情」を証明するために、18条書面の原本・写しを個別具体的に提出することは不可能である。

そのため、控訴人は、原審において、本件取引当時、被控訴人のようにATMを利用する者は必ずATMから18条書面が交付されるようになっていたことを説明した上で、当時使用されていた書面のひな形をもとに取引データを挿入し、当時交付されていた18条書面を復元した。したがって、控訴人が18条書面を交付していたことが認められるべきである。

17条書面についても、契約書である17条書面を作成しなければ取引自体開始できないのであるから、不交付ということはあり得ないし、交付された書面は当時17条書面として必要とされていた要件を全部満たしていたものである。

(2) 仮に控訴人が被控訴人に交付した書面が、17条書面、18条書面の要件を一部満たしていなかったとしても、当時要件不具備を問題にする最高裁の判例は少なかったし、控訴人は、最高裁の判例が新たな基準を提示することに、みなしへ規定の適用を受けようとして、迅速に対応していたのであるから、上記「特段の事情」があることは明らかである。

[被控訴人]

控訴人の主張は争う。控訴人において、適時に適式の17条書面、18条書面が交付されたこと自体立証されていない。控訴人が交付したと主張する17条書面は、法定の記載要件を満たしていない。そして、17条書面の記載の不備を正当化する学説・裁判例が大勢を占めていたとはいえない。

18条書面の交付についても、大手業者の中には、訴訟において逐一18条書面の写しを提出する業者もいるのに、控訴人は18条書面の写しを1枚も提出していないのであって、同書面が交付されたといえないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人の悪意について

(1) 証拠（甲1、乙1、6ないし8、9の1ないし208、12）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 控訴人は、平成元年5月9日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を15万円とする極度借入基本契約を締結し、15万円を貸し付けた。その際、控訴人は、被控訴人に対し、極度借入基本契約書（乙6）を交付した。この極度借入基本契約書には、借入極度額を15万円とするほか、借入利率、遅延利率、利息計算方法、遅延利息計算方法、支払期限、元金返済方法、支払金の充当順位、借入場所及び借入方法、支払場所及び支払方法の記載がされている。しかし、貸付額の記載はない。また、上記15万円を貸し付けた際に17条書面として交付された書面の写しは証拠として提出されていない。

イ 控訴人は、同年11月1日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を20万円とする極度借入基本契約を締結した。その際、控訴人は、被控訴人に対し、極度借入基本契約書（乙7）を交付した。この極度借入基本契約書には、アの極度借入基本契約書（乙6）と同様の事項についての記載がなされている。

ウ 控訴人は、平成2年12月27日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を30万円とする極度借入基本契約を締結し、11万7056円を貸し付けた。その際、控訴人は、被控訴人に対し、極度借入基本契約書（乙8）を交付した。この極度借入基本契約書には、借入利率並びに利息の計算方法、遅延利率ならびに遅延利息の計算方法、元金及び利息の支払期限、元金の返済方式、任意増額支払、支払金の充当順位、借入場所及び借入方法、支払場所及び支払方法、リボルビング方式の場合の返済回数および最終支払期限が記載されている。しかし、貸付額の記載はない。また、上記11万7056円を貸し付けた際に17条書面として交付された書面の写しは証拠として提出されていない。

エ 控訴人は、平成5年1月25日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を50万円とする極度借入基本契約を締結し、20万6000円を貸し付けた。この基本契約についての契約書は証拠として提出されていない。また、上記20万6000円を貸し付けた際に17条書面として交付された書面の写しも証拠として提出されていない。

オ 控訴人と被控訴人との本件取引は、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」欄、各「借入金額」欄、各「弁済額」欄記載のとおりである。このうち、平成元年5月9日の借入、同年7月3日の弁済、同年12月26日の弁済、平成2年12月27日の弁済及び借入、平成5年1月25日の弁済及び借入は控訴人の店頭でなされたものであるが、それ以外の弁済及び借入は、控訴人の設置するATMでなされた。

上記の店頭における弁済についての18条書面の写しは、証拠として提出されていない。

控訴人は、店頭取引の場合、その都度、取引内容を「計算書／領収書兼ご利用明細書」（乙12の別紙3は昭和63年ころに使用していたもの）のひな形に印字し、17条書面、18条書面として顧客に交付する体制をとっていた。

控訴人は、ATM取引の場合、その都度、顧客に対し、17条書面又は18条書面として、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」と題する書面を交付する体制をとっていた（乙9の1ないし208はその再現である。）。

上記17条書面として顧客に交付された書面は、基本契約締結時に交付される極度借入基本契約書の補完により、リボルビング方式の貸付けをしたときに17条書面に記載すべき事項（最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁参照）を除き、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める17条書面の記載事項を記載している（平成14年10月1日以降のATM取引においては、「ATM領収書兼ご利用明細書」単体で、ほぼ17条書面の記載事項を記載している。）。

また、上記18条書面として顧客に交付された書面は、「契約年月日」の記載を除き（平成18年判決参照），ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める18条書面の記載事項を記載している。

(2) 被控訴人は、控訴人が被控訴人に対し、適時に適式の17条書面、18条書面を交付していないと主張するので検討する。

前記認定のとおり、平成5年1月25日締結の極度借入基本契約についての契約書は証拠として提出されていない。しかし、前記(1)アないしウで認定したところによれば、控訴人においては、顧客との間で極度借入基本契約を締結した場合には、極度借入基本契約書を作成し交付する体制をとっており、現に本件においても、平成元年5月9日、同年11月1日及び平成2年12

月27日に極度借入基本契約を締結した際には、基本契約書が作成交付されていたものである。かかる体制に反し、平成5年1月25日の極度借入基本契約に限って基本契約書を交付しない理由があったとは考えがたく、同日の基本契約についても、基本契約書が作成交付されたと推認するのが相当である。また、その記載内容は、少なくとも平成2年12月27日の極度借入基本契約締結の際に作成された基本契約書（乙8）と同様の事項が記載されていたと推認するのが相当である。

平成元年5月9日、同年7月3日、同年12月26日、平成2年12月27日、平成5年1月25日に控訴人の店頭でなされた個別の弁済又は借入につき、17条書面又は18条書面として交付された書面の写しは証拠として提出されていない。しかし、前記認定のとおり、控訴人においては、店頭取引の場合、その都度、取引内容を「計算書／領収書兼ご利用明細書」のひな形に印字し、17条書面、18条書面として顧客に交付する体制をとっていたものであり、かかる体制に反し、上記弁済又は借入につき、上記書面を交付しない理由があったとは考えがたく、上記弁済又は借入についても、「計算書／領収書兼ご利用明細書」が作成交付されたと認めるのが相当である。

また、被控訴人は、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」（乙9の1ないし208）は、実際にATMによる貸付け及び返済の都度、控訴人から被控訴人に交付されたものではなく、その再現に過ぎないとして、ATMによる貸付け及び返済の都度、適式な17条書面又は18条書面として書面が交付されたと認めることはできないとするが、前記認定のとおり、控訴人においては、ATM取引の都度、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」と題する書面を交付する体制をとっていたと認められるのであって、本件取引においても、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」（乙9の1ないし208）と同様の書面が17条書面又は18条書面として被控訴人に交付されたと推認するのが相当であり、これを左右するに足りる証拠はない。

- (3) 以上認定の事実によれば、控訴人は、本件取引の都度、17条書面として極度借入基本契約書、「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」を、18条書面として「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」を被控訴人に交付していたところ、17条書面として交付された「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」は、基本契約締結時に交付される極度借入基本契約書の補完により、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める17条書面の記載事項を記載し（平成14年10月1日以降のATM取引においては、「ATM領収書兼ご利用明細書」単体で、ほぼ17条書面の記載事項を記載していると認められる。）、18条書面として交付された「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」も、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める18条書面の記載事項を記載しているものと認められるのであって、若干の事項（リボルビング方式の貸付けをしたときに17条書面に記載すべき事項、18条書面に記載すべき契約年月日）については現在までの判例に照らし同法の求める記載がされていなかったとすべき書面があるものの、本件取引の当時に行政府のガイドライン等により示していた指針や裁判例の動向等（当裁判所に顕著である。）に照らすと、控訴人がみなし弁済が成立するものとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。そうすると、控訴人は、本件取引につき「恶意の受益者」であるとはいはず、その返還すべき過払金に受益の時からの利息を付することはできないというべきである。
- (4) 本件取引の経緯は、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」欄、各「借入金額」欄、各「弁済額」欄記載のとおりであるところ、本件取引終了日である平成15年8月27日までの過払金に利息を付すことなく計算すると、別紙2「計算書」のとおり、142万1328円とな

り、同金額に対する訴状送達日の翌日である平成21年9月29日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金を付加すべきこととなる（被控訴人の上記利息の支払請求には、遅延損害金の請求も含まれるものと解される。）。

2 結論

以上によれば、被控訴人の本件請求は、控訴人に対し、上記過払金142万1328円及びこれに対する平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。よって、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安 原 清 藏

裁判官 扱 倉 充 信

裁判官 和 田 健

利息制限法に基づく法定金利計算書
(内本利子付、外は計上取扱いを除く)

債権者： 通勤料率 5%

会員番号： 金全番号： プロミス
作成者：

年月日	借入金額	手数料	利率	日数	利息	未返利息	残元金	返却利息	損失和金	残額
46 H4.9.30	50,000	20,000	0.18	28	2,117	0	185,913	0	0	0
47 H4.11.4	20,000	0	0	35	2,000	0	169,113	0	0	0
48 H4.12.3	20,000	0	0	29	2,411	0	151,526	0	0	0
49 H4.12.25	40,000	20,000	0.18	27	1,937	D	173,463	0	0	0
50 H5.1.25	20,000	6,620	0.18	27	2,301	D	371,021	0	0	0
51 H5.3.3	20,000	0	0	37	6,849	0	356,936	0	0	0
52 H5.4.5	20,000	0	0	33	5,899	0	349,026	0	0	0
53 H5.5.6	20,000	0	0	31	5,312	0	333,143	0	0	0
54 H5.6.7	20,000	0	0	32	5,257	0	318,400	0	0	0
55 H5.7.5	20,000	0	0	28	4,396	0	302,796	0	0	0
56 H5.8.2	20,000	0	0	28	4,181	0	286,977	0	0	0
57 H5.9.3	20,000	0	0	32	4,528	0	271,505	0	0	0
58 H5.10.4	20,000	0	0	31	4,159	0	255,655	0	0	0
59 H5.11.2	70,000	0	0	29	3,656	0	309,311	0	0	0
60 H5.12.1	20,000	0	0	29	4,423	0	293,734	0	0	0
61 H5.12.21	16,000	0	0	26	3,765	0	281,500	0	0	0
62 H5.12.27	1,000	0	0	0	0	0	280,500	0	0	0
63 H5.1.31	19,000	0	0	35	4,241	0	266,241	0	0	0
64 H5.2.24	20,000	0	0	28	3,677	0	250,018	0	0	0
65 H5.4.4	20,000	0	0	35	4,315	0	234,333	0	0	0
66 H5.5.2	20,000	0	0	28	3,235	0	217,588	0	0	0
67 H5.6.2	20,000	0	0	31	3,326	0	200,891	0	0	0
68 H5.7.2	20,000	0	0	32	3,170	0	184,054	0	0	0
69 H5.8.4	20,000	0	0	31	2,813	0	166,877	0	0	0
70 H5.9.5	20,000	0	0	32	2,633	0	149,510	0	0	0
71 H5.10.3	20,000	0	0	28	2,064	0	131,573	0	0	0
72 H5.11.5	20,000	0	0	33	2,141	0	113,715	0	0	0
73 H5.12.3	20,000	0	0	28	1,570	0	95,125	0	0	0
74 H5.12.31	20,000	0	0	28	1,315	0	76,600	0	0	0
75 H5.1.2	20,000	0	0	33	1,246	0	57,346	0	0	0
76 H5.2.2	20,000	0	0	28	798	0	38,648	0	0	0
77 H5.3.4	20,000	0	0	33	1,442	0	20,086	0	0	0
78 H5.4.5	50,000	0	0	30	1,036	0	10,122	0	0	0
79 H5.5.3	20,000	0	0	30	1,496	0	82,518	0	0	0
80 H5.6.4	20,000	0	0	31	1,263	0	63,881	0	0	0
81 H5.7.3	20,000	0	0	30	945	0	14,826	0	0	0
82 H5.8.4	30,000	0	0	32	1,812	0	126,636	0	0	0
83 H5.10.5	20,000	0	0	31	1,936	0	10,574	0	0	0
84 H5.11.4	20,000	0	0	30	1,666	0	90,180	0	0	0
85 H5.12.4	20,000	0	0	32	1,711	0	91,514	0	0	0
86 H5.12.4	10,000	0	0	30	1,334	0	10,514	0	0	0
87 H5.12.30	20,000	0	0	26	1,301	0	82,816	0	0	0
88 H5.2.5	20,000	0	0	37	1,507	0	69,322	0	0	0
89 H5.3.4	20,000	0	0	28	885	0	45,207	0	0	0
90 H5.4.5	20,000	0	0	32	711	0	25,918	0	0	0
91 H5.5.7	20,000	0	0	32	407	0	26,325	0	0	0
92 H5.6.3	35,000	0	0	27	3,489	0	41,674	0	0	0
93 H5.7.5	20,000	0	0	32	553	0	22,319	0	0	0
94 H5.8.3	20,000	0	0	29	318	0	2,547	0	0	0
95 H5.9.5	20,000	0	0	33	42	0	-11,311	0	0	0
96 H5.10.7	20,000	0	0	31	0	0	-5,311	-75	0	0
97 H5.11.5	20,000	0	0	29	0	0	57,311	-123	0	0

< 計 算 書 >

別紙 2

会員番号:

氏名:

No.	取引日	借入額	返済額	回数	利率	利息	未清算利息	元金返済額	利息制限法 元金残高
1	H01.05.09	150,000	0	0		0	0	0	150,000
2	H01.08.01	0	10,000	23	18.00%	1,701	0	8,299	141,701
3	H01.07.03	0	10,000	32	18.00%	2,236	0	7,704	133,937
4	H01.07.13	0	10,000	10	18.00%	660	0	8,340	124,597
5	H01.08.02	0	10,000	20	18.00%	1,228	0	8,772	115,825
6	H01.09.02	0	10,000	31	18.00%	1,770	0	8,230	107,595
7	H01.10.02	0	10,000	30	18.00%	1,591	0	8,409	99,186
8	H01.10.02	40,000	0	0	18.00%	0	0	0	139,186
9	H01.11.01	0	10,000	30	18.00%	2,059	0	7,041	131,245
10	H01.11.01	0	0	0	18.00%	0	0	0	131,245
11	H01.12.01	0	10,000	30	18.00%	1,941	0	8,058	123,186
12	H01.12.26	0	10,000	25	18.00%	1,518	0	8,482	114,704
13	H02.01.30	0	10,000	35	18.00%	1,078	0	8,022	106,682
14	H02.03.02	0	10,000	31	18.00%	1,630	0	8,370	98,312
15	H02.03.02	80,000	0	0	18.00%	0	0	0	178,312
16	H02.04.03	0	10,000	32	18.00%	2,813	0	7,187	171,125
17	H02.05.02	0	10,000	29	18.00%	2,447	0	7,553	163,572
18	H02.08.04	0	10,000	33	18.00%	2,661	0	7,339	156,233
19	H02.07.03	0	10,000	29	18.00%	2,234	0	7,766	148,487
20	H02.07.31	0	10,000	28	18.00%	2,050	0	7,950	140,617
21	H02.09.01	0	10,000	32	18.00%	2,217	0	7,783	132,734
22	H02.10.01	0	10,000	30	18.00%	1,963	0	8,037	124,697
23	H02.10.01	40,000	0	0	18.00%	0	0	0	184,697
24	H02.11.02	0	10,000	32	18.00%	2,599	0	7,401	167,296
25	H02.12.03	0	10,000	31	18.00%	2,404	0	7,596	149,700
26	H02.12.27	0	3,512	24	18.00%	1,771	0	1,741	147,958
27	H02.12.27	117,056	0	0	18.00%	0	0	0	265,015
28	H03.02.04	0	20,000	39	18.00%	5,096	0	14,904	250,111
29	H03.03.01	0	20,000	26	18.00%	3,083	0	16,917	233,184
30	H03.04.02	0	20,000	32	18.00%	3,679	0	16,321	216,873
31	H03.05.07	0	20,000	35	18.00%	3,743	0	16,257	200,616
32	H03.05.07	40,000	0	0	18.00%	0	0	0	240,616
33	H03.06.03	0	20,000	27	18.00%	3,203	0	16,797	223,819
34	H03.07.02	0	20,000	29	18.00%	3,200	0	16,800	207,019
35	H03.08.02	0	20,000	31	18.00%	3,184	0	16,838	190,183
36	H03.09.02	0	20,000	31	18.00%	2,907	0	17,093	173,090
37	H03.10.07	0	20,000	35	18.00%	2,987	0	17,013	168,077
38	H03.11.05	0	20,000	29	18.00%	2,232	0	17,768	138,309
39	H03.11.29	60,000	0	24	18.00%	1,630	1,636	0	188,309
40	H03.12.02	0	20,000	3	18.00%	293	0	18,071	180,238
41	H03.12.26	0	20,000	24	18.00%	2,133	0	17,867	162,371
42	H04.02.03	0	20,000	39	18.00%	3,115	0	16,886	145,480
43	H04.03.03	0	20,000	29	18.00%	2,074	0	17,928	127,560
44	H04.03.23	80,000	0	18	18.00%	1,129	1,129	0	207,560
45	H04.04.03	0	20,000	13	18.00%	1,327	0	17,544	100,016
46	H04.04.28	0	20,000	25	18.00%	2,336	0	17,684	172,352
47	H04.04.28	30,000	0	0	18.00%	0	0	0	202,352
48	H04.06.02	0	20,000	35	18.00%	3,483	0	16,517	185,835
49	H04.07.06	0	20,000	34	18.00%	3,107	0	16,893	168,942
50	H04.07.29	0	20,000	23	18.00%	1,910	0	18,000	150,852

< 計 算 書 >

会員番号:

氏名:

No.	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	未清算利息	元金返済額	利息割引法元金残高
51	H04.07.29	20,000	0	0	18.00%	0	0	0	170,852
52	H04.08.02	0	10,000	35	18.00%	2,840	0	7,060	163,792
53	H04.09.02	0	10,000	0	18.00%	0	0	10,000	153,792
54	H04.09.30	0	20,000	28	18.00%	2,117	0	17,883	135,909
55	H04.09.30	50,000	0	0	18.00%	0	0	0	185,909
56	H04.11.04	0	20,000	35	18.00%	3,200	0	16,800	169,109
57	H04.12.03	0	20,000	29	18.00%	2,411	0	17,589	151,520
58	H04.12.29	0	20,000	28	18.00%	1,937	0	18,063	133,457
59	H04.12.29	40,000	0	0	18.00%	0	0	0	173,457
60	H05.01.26	0	6,680	27	18.00%	2,308	0	4,372	169,085
61	H05.01.25	206,000	0	0	18.00%	0	0	0	375,085
62	H05.03.03	0	20,000	37	18.00%	6,844	0	13,156	361,929
63	H05.04.05	0	20,000	33	18.00%	5,890	0	14,110	347,819
64	H05.05.06	0	20,000	31	18.00%	5,317	0	14,883	333,136
65	H05.06.07	0	20,000	32	18.00%	5,257	0	14,743	318,393
66	H05.07.05	0	20,000	28	18.00%	4,398	0	15,604	302,789
67	H05.08.02	0	20,000	28	18.00%	4,180	0	15,820	286,969
68	H05.09.03	0	20,000	32	18.00%	4,528	0	15,472	271,497
69	H05.10.04	0	20,000	31	18.00%	4,150	0	15,850	255,647
70	H05.11.02	0	20,000	29	18.00%	3,656	0	16,344	239,303
71	H05.11.02	70,000	0	0	18.00%	0	0	0	309,303
72	H06.12.01	0	20,000	29	18.00%	4,423	0	15,577	293,726
73	H06.12.27	0	16,000	26	18.00%	3,780	0	12,234	281,492
74	H06.12.27	0	1,000	0	18.00%	0	0	1,000	280,492
75	H06.01.31	0	19,000	36	18.00%	4,841	0	14,159	286,333
76	H06.02.28	0	20,000	28	18.00%	3,677	0	16,323	260,010
77	H06.04.04	0	20,000	36	18.00%	4,315	0	15,685	234,325
78	H06.05.02	0	20,000	28	18.00%	3,235	0	16,785	217,560
79	H06.06.02	0	20,000	31	18.00%	3,325	0	16,675	200,885
80	H06.07.04	0	20,000	32	18.00%	3,170	0	16,830	184,055
81	H06.08.04	0	20,000	31	18.00%	2,813	0	17,187	166,868
82	H06.09.05	0	20,000	32	18.00%	2,633	0	17,367	149,501
83	H06.10.03	0	20,000	28	18.00%	2,064	0	17,930	131,565
84	H06.11.05	0	20,000	33	18.00%	2,141	0	17,859	113,706
85	H06.12.03	0	20,000	28	18.00%	1,570	0	18,430	95,276
86	H06.12.31	0	20,000	28	18.00%	1,315	0	18,685	76,591
87	H07.02.02	0	20,000	33	18.00%	1,246	0	18,754	57,837
88	H07.03.02	0	20,000	28	18.00%	798	0	19,202	38,635
89	H07.03.02	50,000	0	0	18.00%	0	0	0	88,635
90	H07.04.04	0	20,000	33	18.00%	1,442	0	18,558	70,077
91	H07.05.04	0	20,000	30	18.00%	1,036	0	18,864	51,113
92	H07.05.04	50,000	0	0	18.00%	0	0	0	101,113
93	H07.06.03	0	20,000	30	18.00%	1,495	0	18,505	82,608
94	H07.07.04	0	20,000	31	18.00%	1,262	0	18,738	63,870
95	H07.08.03	0	20,000	30	18.00%	944	0	19,056	44,814
96	H07.08.03	70,000	0	0	18.00%	0	0	0	114,814
97	H07.09.04	0	20,000	32	18.00%	1,811	0	18,189	96,625
98	H07.09.04	30,000	0	0	18.00%	0	0	0	126,625
99	H07.10.05	0	20,000	31	18.00%	1,935	0	18,065	108,560
100	H07.11.04	0	20,000	30	18.00%	1,600	0	18,394	90,166

< 計 算 書 >

会員番号:

氏名:

No.	取引日	借入額	返済額	日 数	利 率	利 息	未済算 利息	元 金	返済額	利息割引法 元金残高
101	H07.12.04	0	20,000	30	18.00%	1,333	0	18,667	71,499	
102	H07.12.04	20,000	0	0	18.00%	0	0	0	0	91,499
103	H07.12.04	10,000	0	0	18.00%	0	0	0	0	101,499
104	H07.12.30	0	20,000	26	18.00%	1,301	0	18,699	82,800	
105	H08.02.05	0	20,000	37	18.00%	1,505	0	18,495	64,305	
106	H08.03.04	0	20,000	28	18.00%	885	0	19,115	45,190	
107	H08.04.05	0	20,000	32	18.00%	711	0	19,289	26,901	
108	H08.05.07	0	20,000	32	18.00%	407	0	19,583	6,308	
109	H08.05.07	20,000	0	0	18.00%	0	0	0	0	26,308
110	H08.06.03	0	20,000	27	18.00%	349	0	19,051	6,857	
111	H08.06.03	35,000	0	0	18.00%	0	0	0	0	41,657
112	H08.07.05	0	20,000	32	18.00%	655	0	19,345	22,312	
113	H08.08.03	0	20,000	28	18.00%	318	0	19,682	2,830	
114	H08.09.05	0	20,000	33	18.00%	42	0	19,958	-17,328	
115	H08.10.07	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-37,328	
116	H08.11.05	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-57,328	
117	H08.12.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-77,328	
118	H09.01.06	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-97,328	
119	H09.01.30	50,000	0	24	0.00%	0	0	0	0	-47,328
120	H09.02.05	0	20,000	6	0.00%	0	0	20,000	-67,328	
121	H09.03.05	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-87,328	
122	H09.04.07	0	20,000	33	0.00%	0	0	20,000	-107,328	
123	H09.05.06	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-127,328	
124	H09.05.06	20,000	0	0	0.00%	0	0	0	0	-107,328
125	H09.06.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-127,328	
126	H09.07.07	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-147,328	
127	H09.07.07	30,000	0	0	0.00%	0	0	0	0	-117,328
128	H09.08.04	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-137,328	
129	H09.09.05	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-157,328	
130	H09.10.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-177,328	
131	H09.11.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-197,328	
132	H09.11.05	40,000	0	0	0.00%	0	0	0	0	-157,328
133	H09.12.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-177,328	
134	H09.12.30	0	20,000	25	0.00%	0	0	20,000	-197,328	
135	H10.02.05	0	20,000	37	0.00%	0	0	20,000	-217,328	
136	H10.03.03	0	20,000	26	0.00%	0	0	20,000	-237,328	
137	H10.03.03	35,000	0	0	0.00%	0	0	0	0	-201,328
138	H10.04.04	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-221,328	
139	H10.05.06	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-241,328	
140	H10.06.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-261,328	
141	H10.07.04	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-281,328	
142	H10.08.04	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-301,328	
143	H10.09.04	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-321,328	
144	H10.10.03	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-341,328	
145	H10.11.05	0	20,000	33	0.00%	0	0	20,000	-361,328	
146	H10.12.07	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-381,328	
147	H10.12.30	0	20,000	23	0.00%	0	0	20,000	-401,328	
148	H11.02.05	0	20,000	37	0.00%	0	0	20,000	-421,328	
149	H11.03.02	0	20,000	25	0.00%	0	0	20,000	-441,328	
150	H11.03.02	50,000	0	0	0.00%	0	0	0	0	-391,328

< 計 算 書 >

会員番号:

氏名:

No.	取引日	借入額	返済額	日数	利 率	利 息	未清算利 息	元 金 返済額	利息割損法 元金残高
151	H11.03.31	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-411,328
152	H11.05.06	0	20,000	36	0.00%	0	0	20,000	-431,328
153	H11.06.07	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-451,328
154	H11.07.03	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-471,328
155	H11.08.03	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-491,328
156	H11.08.03	50,000	0	0	0.00%	0	0	0	-441,328
157	H11.09.04	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-461,328
158	H11.10.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-481,328
159	H11.11.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-501,328
160	H11.12.06	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-521,328
161	H11.12.06	50,000	0	0	0.00%	0	0	0	-471,328
162	H11.12.20	0	20,000	22	0.00%	0	0	20,000	-491,328
163	H12.02.07	0	20,000	41	0.00%	0	0	20,000	-511,328
164	H12.03.06	0	10,000	28	0.00%	0	0	10,000	-521,328
165	H12.03.06	0	10,000	0	0.00%	0	0	10,000	-531,328
166	H12.04.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-551,328
167	H12.04.05	70,000	0	0	0.00%	0	0	0	-481,328
168	H12.05.06	0	20,000	33	0.00%	0	0	20,000	-501,328
169	H12.06.05	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-521,328
170	H12.07.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-541,328
171	H12.08.07	0	20,000	33	0.00%	0	0	20,000	-561,328
172	H12.09.06	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-581,328
173	H12.10.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-601,328
174	H12.10.05	60,000	0	0	0.00%	0	0	0	-551,328
175	H12.11.06	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-571,328
176	H12.12.05	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-591,328
177	H13.01.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-611,328
178	H13.02.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-631,328
179	H13.03.05	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-651,328
180	H13.04.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-671,328
181	H13.04.05	60,000	0	0	0.00%	0	0	0	-611,328
182	H13.05.07	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-631,328
183	H13.06.06	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-651,328
184	H13.07.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-671,328
185	H13.08.06	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-691,328
186	H13.09.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-711,328
187	H13.10.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-731,328
188	H13.11.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-751,328
189	H13.12.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-771,328
190	H14.01.07	0	20,000	33	0.00%	0	0	20,000	-791,328
191	H14.02.06	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-811,328
192	H14.03.05	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-831,328
193	H14.04.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-851,328
194	H14.05.04	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-871,328
195	H14.06.05	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-891,328
196	H14.06.05	50,000	0	0	0.00%	0	0	0	-841,328
197	H14.07.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-861,328
198	H14.07.05	30,000	0	0	0.00%	0	0	0	-881,328
199	H14.08.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-861,328
200	H14.09.05	0	20,000	31	0.00%	0	0	20,000	-881,328

< 計 算 書 >

会員番号:

氏名:

No.	取引日	借入額	返済額	日 数	利 率	利 息	未清算 利 息	元 金 返済額	利息制限法 元金残高
201	H14.09.05	30,000	0	0	0.00%	0	0	0	-841,328
202	H14.10.04	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-861,328
203	H14.10.04	50,000	0	0	0.00%	0	0	0	-811,328
204	H14.11.05	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-831,328
205	H14.12.05	0	20,000	30	0.00%	0	0	20,000	-851,328
206	H14.12.30	0	20,000	25	0.00%	0	0	20,000	-871,328
207	H15.02.05	0	20,000	37	0.00%	0	0	20,000	-891,328
208	H15.03.05	0	20,000	28	0.00%	0	0	20,000	-911,328
209	H15.04.07	0	20,000	33	0.00%	0	0	20,000	-931,328
210	H15.04.07	30,000	0	0	0.00%	0	0	0	-901,328
211	H15.05.08	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-921,328
212	H15.05.30	40,000	0	24	0.00%	0	0	0	-881,328
213	H15.06.05	0	20,000	6	0.00%	0	0	20,000	-901,328
214	H15.07.07	0	20,000	32	0.00%	0	0	20,000	-921,328
215	H15.08.05	0	20,000	29	0.00%	0	0	20,000	-941,328
216	H15.08.27	0	480,000	22	0.00%	0	0	480,000	-1,421,328

こ れ は 正 本 で あ る。

平成22年12月1日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 福 西 一 祥

